

福岡県医発第1410号(保)
平成16年11月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 竹 嶋



施設基準の届出要件にかかる確認について

施設基準適時調査において複数の病棟で1つの特定入院料を届出している保険医療機関で、必要看護要員数等の算出方法に誤った事例が見受けられたため、届出済の保険医療機関宛届出要件確認の通知を出す旨、別紙のとおり福岡社会保険事務局より通知がありましたので、お知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





事 務 連 絡
平成16年11月2日

福岡県医師会長 殿

福岡社会保険事務局保険課長

施設基準の届出要件にかかる確認について

医療保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今年度の施設基準適時調査において複数の病棟で1つの特定入院料を届出している保険医療機関で、必要看護要員数等の算出方法に誤った事例が見受けられました。別添写のとおり届出済の保険医療機関開設者あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。



平成16年11月 2日

保険医療機関(病院)開設者 様

福岡社会保険事務局保険課医療係

施設基準の届出要件にかかる確認について

医療保険行政につきましては、日頃から格別のご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。
 でございます。

今年度の施設基準適時調査において、下記のような事例が見受けられましたので、確認をお願いします。

なお、特に報告等は求めませんが、不明な点がございましたらご照会ください。

記

1つの特定入院料を複数の病棟で届出しているケース

- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料
- ・ 特殊疾患療養病棟入院料 1・2
- ・ 精神療養病棟入院料 1・2 等で

これらの基準の要件である平均入院患者数と必要看護要員数を1病棟毎に算出しないで、届出した複数の病棟を合算して算出している。(1病棟毎に算出することとなります。)

医科点数表の解釈 P837～ 第九 特定入院料の施設基準等を参照

以上のことをふまえて、必要看護要員数に不足がある場合は早急に補充していただき、また、補充ができない場合は早急に該当する特定入院料の辞退届をご提出ください。

《照会先》 〒 812 - 8534
福岡市博多区博多駅前3-25-21
博多駅前ビジネスセンター2階
福岡社会保険事務局保険課医療係
TEL 092-415-3689